

寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案） パブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 令和3年11月29日（月）～12月28日（火）（30日間）
- 2 資料配布場所 寒川町役場1階ロビー、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川総合図書館、寒川町健康管理センター、町ホームページ（閲覧）
- 3 意見の提出状況等 意見提出者数 22名
※意見の応募対象者であるか不明である方 0名
意見総数 45件（内訳別記）
- 4 内訳別意見件数

条例等一部改正の該当内容	意見数	ページ
1. 利用予約の方法を見直します	14	p2
2. 利用可能な時間帯を見直します	8	p3
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します。	4	p3-4
改正案全体	7	すべて
その他のご意見	12	—
合計	45	

※ 各意見の内容は別添資料をご覧ください。

- 5 この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所で掲示しています。
寒川町役場1階ロビー、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、
南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川総合図書館、寒川町健康管理センター
また、町ホームページでも閲覧することができます。
本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お問い合わせ先：寒川町教育委員会

教育施設給食課 教育施設担当

電話 0467(74)1111 内線 544 FAX 0467(75)9907

E-mail kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp



寒川町立学校施設使用条例等の一部改正(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和3年11月29日(月)～12月28日(火)まで

学校施設の開放事業を見直すことについて、皆さんのご意見を募集します。

町では、学校体育施設等開放事業として、寒川町立学校の施設（体育館・グラウンド等）を、町民の皆さんに貸し出し、スポーツや文化活動等ご利用いただくことで、町民の皆さんの財産である施設の有効活用を図っております。

学校の教育に影響のない範囲という制限はありますが、学校施設が地域の身近な施設として、広くご利用していただけるように、事業を行っています。

今回は、これまでに皆さんからいただいたご要望や、昨今の新型コロナウィルス感染症への対応によって得られた意見等、いくつかの視点から、この事業をより使いやすいものになるよう見直しますので、町民の皆さんのご意見を募集します。

この見直しにより大きな影響が見込まれる方

- ・寒川町学校施設等開放事業をご利用いただく団体の皆さん

3つの見直しポイント

1. 利用予約の方法を見直します

インターネットを活用した予約システムによる予約受付けを開始します。また、抽選による予約方法を取り入れ、公平性を向上させます。このため、予約のキャンセルや使用料金の還付及び振替の取り扱いを整理します。

2. 利用可能な時間帯を見直します

小学校体育館及び南小学校ふれあいホールの利用可能な時間帯の一部を分割し、小学校グラウンドの利用可能な時間帯の一部を統合します。

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

減免制度や利用上のルール等を整理し、分かりやすくします。

⇒町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

★詳しい内容は各施設に配架の、もしくはweb（最終ページ参照）より全体資料を御覧ください。

1. 利用予約の方法を見直します

予約方法をインターネットを活用した予約システムに変更します。

施設の予約は、従来、各学校等で会議を開催するなどし、利用者相互の調整で行っていました。現在では、感染症対策のため、暫定的に町職員による抽選で予約を行っています。この抽選方式を実施し約1年が経過し、お寄せいただいた意見をもとに、この度、制度を改正して、予約システムから予約の申込等の手続や抽選を行えるように変更します。

予約のスケジュールは、利用月の前々月の1日から14日まで抽選予約を受付け、15日に抽選を実施します。その後、23日以降は先着順で使用日の5日前まで予約を受付けます。

(抽選時は1団体につき4件まで、随時予約は件数制限なしで予約を受付けます)

予約システムでの利用の確定を使用申請とみなせるようにし、一部の団体の窓口での手続きを不要とします。

現在は、施設の予約後に、役場の窓口で施設の使用申請手続きが必要となっています。

使用料の支払いがない団体	予約システムでの予約の確定を使用申請とみなし、町役場での手続きが不要になります。 →使用許可証は登録されているメールアドレスに電子ファイル(PDF)をお送りします。
使用料の支払いがある団体	引き続き、町役場での使用申請手続き、使用料の支払いが必要です。

予約のキャンセル方法等（還付・振替も含む）を見直します。

これまで、キャンセルの方法は、3日前までに申し出ること（コロナによる暫定対応で5日前までにメールで）していました。今回、システムによる予約を開始することに伴い、キャンセルの方法を整理するとともに、キャンセル後に他の利用者が予約できる機会を広げます。

利用許可書を受け取る前	<ul style="list-style-type: none">・キャンセル方法 使用日の7日前まで予約システムからキャンセルができます。
	<ul style="list-style-type: none">・キャンセル方法 使用しないことが決まったときは、使用取消（変更）申請書を提出してください。・還付、振替を見直します。<ul style="list-style-type: none">・使用料の還付の要件を明確にします。 還付の要件（※次のいずれかに該当した場合、還付の対象となります） (1)使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。 (※学校や町が利用するために使用者の予約がキャンセルされたときや、天災等により施設の利用が出来なかったとき、雨天等によりその後の学校の運営に支障が出ると判断し利用が出来なかった場合等が該当します。) (2)使用日の7日前までに使用の取消しの申請があったとき。 (3)その他委員会が相当な理由があると認めたとき・振替の方法を明確にします。 振替を行うには、使用取消（変更）申請書の提出が必要となります。キャンセルする日の7日前までに同申請書をご提出ください。ただし、使用者の責めによらない理由により使用不能となったときは、使用を予定していた日以降でも還付や振替を受付けます。
利用許可書を受け取った後	

2. 利用可能な時間帯を見直します

利用団体からの意見や利用の実態を考え、小学校体育館及び南小学校ふれあいホールの利用可能な時間帯の一部を分割し、小学校グラウンドの利用可能な時間帯の一部を統合します。

体育館（小学校）・ふれあいホール

学校の休業日	見直し前	見直し後
	9時～12時(3h) 12時～13時(1h) 13時～17時(4h) 17時～19時(2h) 19時～21時(2h)	9時～12時(3h) 12時～13時(1h) 13時～15時(2h) 17時～19時(2h) 19時～21時(2h)

グラウンド（小学校）

学校の休業日	見直し前	見直し後
	3月～10月 12時～13時(1h) 13時～17時(4h) 11月～2月	9時～12時(3h) 12時～13時(1h) 13時～17時(4h) 9時～12時(3h) 12時～13時(1h) 13時～16時(3h)

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

料金表を整理し、中学生以下の団体の料金区分を新設。

これまでには、使用申請の際に、都度、減免申請書を提出していただき、減免を行っていましたが、中学生以下の団体は、都度の減免申請書の提出が不要となります。手続きが使用申請のみとなり、利用料のかからない中学生以下の団体は、システムでの予約確定をもって使用申請とみなすため、窓口での手続きが不要となります。

中学生以下の団体の料金区分の金額は、申請で減免していた金額と同額とします。

この料金区分の対象となるのは、適用の条件(※1)に当てはまる団体のみとなります。

また、年に1度、書類の提出(※2)をしていただき、対象となるか確認が必要となります。

【新しい料金表】

利用者区分	学校施設の名称等		1時間当たりの使用料
中学生以下の団体	体育館(小学校、中学校)		0円
	屋外運動場 (夜間照明施設を含む)	小学校	0円
		寒川中学校 ※	1,200円
		旭が丘中学校	800円
	ふれあいホール(南小学校)		0円
一般の団体	体育館	小学校	100円
		中学校(半面につき)	100円
	屋外運動場 (夜間照明施設を含む)	小学校	100円
		寒川中学校 ※	2,400円
		旭が丘中学校	1,600円
	ふれあいホール (南小学校)	(1)1月、2月、3月、7月、8月、9月及び12月に使用するとき	200円
		(2)前号以外のとき	100円

※屋外運動場の寒川中学校は、これまでには「全点灯」と「一部点灯」の区分がありました。区分を廃止し、今後は、全点灯のみの利用とし、金額はこれまでの一部点灯と同額で利用を可能とします。

※1 適用の条件（※次の全てに該当する場合、中学生以下の団体の料金区分となります）

- (1)団体の構成員の半数以上が町内在住の中学生以下の者で組織されている
- (2)団体の活動内容が、所属する中学生以下の者を主体とした活動内容である
- (3)団体の活動が、営利を目的としたものでない

※営利目的の基準：団体として月謝やそれに類する金銭を徴収しており、

団体を運営する個人（法人を含む）の収益となっていること。

※2 提出書類（※中学生以下の団体の料金区分の対象となる場合、年に1度提出が必要です）

- ア.料金区分（中学生以下の団体）の適用申請書
- イ.団体名簿（当該年度の最新時点の名簿）
- ウ.団体の活動内容がわかる書類（活動報告書、チラシ等）
- エ.団体の会計処理がわかる書類（前会計年度の会計報告書）

使用上の責任が代表者にあることを分かりやすくします。

これまで、システムへの登録の際に代表者と連絡者を必要としておりましたが、当該学校施設の使用に係る責任が代表者にあることが分かりやすくなるように、使用上の遵守事項に明確にその旨を記載します。

使用上の遵守事項

- (1) 使用許可の条件および寒川町立学校施設使用条例施行規則の規定に違反しないこと。
- (2) 満 18 歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること。
- (3) 善良な管理者の注意をもって当該学校施設の維持保全に努めること。
- (4) 当該学校施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。
- (5) 許可を受けないで当該学校施設の現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (6) その他、教育委員会が指示する事項。

利用上のルール等に違反した際、利用の制限を行う規定を追加します。

これまで、利用上のルールに違反した際には、町はその判断により、団体登録の削除か利用許可の取消し等の措置を行うこととなっていましたが、今回、期間を定めて利用の申請を制限できる規定を新たに設けます。

利用者登録の有効期間を変更します。

これまで、利用者登録の有効期間は3年間となっておりましたが、今回、中学生以下の団体は、新設される料金区分の確認とあわせて1年間といたします。

中学生以下の団体	最長で1年間
一般の団体	最長で3年間

※順次、各団体に適用していきます。

全体資料の閲覧方法（令和3年11月29日(月)から閲覧可能です）

「寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内で『寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）』と検索。

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoiku/kyushoku/kyouikushisetsu/paburikku/14092.html>



▶二次元コードはこちら

※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①郵送：下記宛先へ郵送してください。
- ②FAX：0467-75-9907
- ③メール：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp



▶メール二次元コードはこちら

- ④担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、
8時30分～17時15分

(宛先)：〒253-0196

寒川町教育委員会

教育施設給食課 教育施設担当

(記入事項)

別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。

メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含め回答用紙と同内容を任意の様式で記入してください。

(募集期間)

令和3年11月29日(月)～12月28日(火)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、寒川町立学校施設使用条例等の一部改正において参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町教育委員会

教育施設給食課 教育施設担当

住 所 〒253-0196

寒川町宮山 165 番地

電 話 0467-74-1111 (代表)

FAX 0467-75-9907

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への反映
1. 利用予約の方法を見直します	7	インターネットを活用した予約システムにしてもらいたい。	ご意見ありがとうございます。改正案へのご意見として承ります。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	抽選は現状のままがよい。随時はシステムで良い。	ご利用者の利便性や業務の効率等を勘案し、予約方法はシステムで統一した取り扱いとさせていただきます。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	抽選時の「1団体4件」とは「4日」か「4コマ」か。抽選時の予約可能件数は、「全体で4件」ではなく、現在の暫定措置で行っている「1施設につき4件」のままにして欲しい。	「1件」とは、「1日」でも「1コマ」でもなく、1日の中の連続する1件の予約を指します。 また、抽選時の予約可能件数は、まずは「全体で4件」で開始させていただく予定です。申込件数制限の増減については、今後の動向を見て判断していきます。それ以上のご利用を希望される場合は、随時予約にてお申込みください。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	随時予約開始時にメールが殺到するのではないか。	システムでの受付となり、機械が先着順で受け付けします。登録団体数からも御憂慮いただいている状況は生じない想定をしております。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	随時予約を申し込みした後の結果の判明時期と再申込開始日が知りたい。	随時予約の結果は、システムから申し込みを行った後、すぐに確認が可能です (※随時予約後は仮予約となり、その後手続きを行うと本予約となります)。また、複数の申し込みすることも可能です。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への反映
1. 利用予約の方法を見直します	1	土日についても、子どもの団体については、優先的な抽選を行っていただきたい。	ご指摘いただいた抽選については、子どもの団体も一般の団体も同じ取り扱いを行っていく予定です。また、子どもの団体については、子どもの健全育成を図る観点から、小学生団体の優先利用コマの設定や中学生以下の料金区分設定等の取り扱いを行っています。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	抽選予約の結果が出た後、隨時予約をする際にどの枠が空いているのか分からず。お知らせのメールに予定表を添付して欲しい。	お手数ですが、空き状況についてはシステムの予定表をご参照いただきますようお願いいたします。また、システムでの予約受付開始に伴い、予約の当落等について事前に登録いただいたメールアドレスへ自動返信でご連絡が出来るようになる予定です。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	キャンセル可能な期日が7日前までとなると、人数が集まらないことが分かって翌週のキャンセルをしたくても間に合わない。他の人が使うということもないと思います。	許可証の受け取り後のキャンセルは、使用しないことが決まった時点で、申請書をご提出いただければ対応が可能です。また、7日前までとなるのは、団体都合により還付が可能な期間となります。日数については、現行でもキャンセル後に他団体から予約をいただくこともありますので、その時間に余裕を持たせることが出来るよう期日の設定をしております。	なし
2. 利用可能な時間帯を見直します	1	時間帯の見直しはこの案で良いと思う。	ご意見ありがとうございます。改正案へのご意見として承ります。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への反映
2. 利用可能な時間帯を見直します	1	小学校グラウンドの利用時間は3時間・5時間ではなく、4時間ずつの半分ずつにしてもらいたい。	今回の時間帯の改正案は、現在、ご利用いただいている皆様の利用時間に大きな影響が出ない範囲で、利便性を向上させる為の変更となります。時間の区割りについては、利用実績などを勘案しての時間配分としております。	なし
2. 利用可能な時間帯を見直します	3	小学校グラウンドの利用時間を拡大して欲しい。 特に、5月-8月の休日についても、17:00-19:00の時間帯を追加して利用出来るようにして欲しい。	今回の時間帯の改正案は、現在ご利用いただいている皆様のご利用に大きな影響が出ない範囲で、利便性を向上させる為の変更となります。そのため、コマの追加といった大幅な変更については、今回の改正では見送らせていただきます。 また、5月-8月の休日のコマの追加については、現在、その時間を利用に供していない理由も含めて、今後、学校等と調整を行っていきたいと考えます。	なし
2. 利用可能な時間帯を見直します	2	小学校グラウンドの土曜日9:00-12:00のコマが、町役場の事業である個人開放の時間として使用されている。この時間についても、利用団体が予約出来るようにして欲しい。	小学校グラウンドの土曜日午前中9:00-12:00のコマは、個人開放の時間として、自由に在校児童や地域住民の方にご利用いただけるように、公用での予約を行っております。現在も、このコマをご利用いただいている事例がございますので、公用で地域の皆様のための時間として開放を行う予定です。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
2. 利用可能な時間帯を見直します	1	土曜日午前中の個人開放は8時に開いていることもあるが、通常の利用時間は9時から。同様に早められないのか。	小学校グラウンドの個人開放の利用時間は9:00-12:00となります。校門については、土曜日でも学校の業務の都合により開いている日もございますが、個人開放の利用時間は前述のとおりとなります。	なし
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します。	1	利用団体登録の際の様式がないのではないか。また、登録の有効期間は一般団体も含めて1年とした方が事務の効率化につながると思う。	利用団体登録の際の様式については、「寒川町公共施設利用予約システム利用規約」に規定されており、そちらの様式を使用していくことになります。また、事務の効率化については、随時、向上できるよう図ってまいります。	なし
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します	1	抽選での当選確率を上げるために不正をする団体が出てくると、不公平感が増えます。	不正行為等については、まずは、そのような事が起きないよう、しっかりと管理を行います。もし、そのような事実があった場合は、団体登録の削除や期間を定めての利用停止等、厳正に対応を行っていきます。	なし
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します。	1	中学生以下の料金区分の適用に際し、年に1回書類の提出が求められているが、寒川町スポーツ少年団に所属している団体については、本部を連絡先として一本化して欲しい。また、名簿についても町を通して登録しているので、その名簿で代替して欲しい。	学校体育施設等開放事業の団体登録と、寒川町スポーツ少年団の登録は事業目的が異なるため、情報の流用は控えております。 学校開放の連絡先の変更については、所定の様式を提出いただくことで対応は可能です。登録された連絡先へ、当課から必要な連絡や確認を行うことがありますので、利用団体ごとにご対応が出来る方のご登録をお願いいたします。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します。	1	小学校の平日17:00-19:00までは、小学生の団体に利用が限定されているが、健康と安全を考えるならば、必ず指導者は1名参加することを条件として欲しい。	これまでも児童生徒の活動については、団体に所属する代表者の方が責任をもつて、その安全な活動を監督していただくようお願いしておりましたが、この度、より明確にする様、「満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること」を加える改正を行っております。	なし
改正案全体	7	改正案に賛成します。	ご意見ありがとうございます。改正案へご賛同いただいたものとして承ります。	なし
その他のご意見	1	利用料が安すぎる。利用する上での実費をとるべき。施設利用があるときは学校職員も出勤となると思うので、費用がかかると思う。	利用料の変更については、今後、社会情勢も鑑みた上で、必要に応じて実施していくことを考えます。 なお、学校体育施設等開放事業は教育委員会の事業となっており、ご利用に伴う学校職員の出勤はございません。	なし
その他のご意見	1	電子錠設置に伴い、寒川小学校の出入口が正門から東門に変更されたが、道路幅が狭く危険なため、これまでどおり正門を利用出来るようにしてもらいたい。	ご指摘いただいた状況について学校と確認・調整を行い、学校開放でご利用いただく出入口を正門に変更いたしました。	なし
その他のご意見	3	電子錠の操作可能時間について、許可時間より前に操作が出来るようにして欲しい。	施設の使用許可是準備など含めての立ち入りの許可となっております。こちらについては、生徒児童の在校時間等の関係もあり、現行の運用となっております。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
その他のご意見	1	正門だけでもダイヤル錠にできないか。また、電子錠の開錠時間が利用時間からとなっているが、土日に大会等を開催する場合には、早めたりはできないだろうか。	グラウンドの貸し出しもありますので、今後も体育館出入口と校門、両方を電子錠で運用していきます。また、体育協会事業等で町のスポーツ振興に関わる活動に町有施設が必要な場合には、別途の対応となりますので、町スポーツ課での対応を想定しております。	なし
その他のご意見	1	予約システムで予約する際、誤った日時を選択したので、修正の為に戻す操作をすると、想定以上にページが遷移するために分かりづらい。	現在のシステム上の仕様となりますので、今後、システムの改善要望をする際の参考とさせていただきます。	なし
その他のご意見	1	団体同士で協力して施設利用をするために、それぞれの施設を利用している団体の名称と連絡先を公表してほしい。	連絡先等の公表については、個人情報にあたり、対応はいたしかねます。特に調整が必要な場合等がありましたら、担当課へご相談ください。	なし
その他のご意見	1	コロナで学校施設の申請も変化しましたが、終息したらどうなりますか。担当者の仕事が増えているように見えます。	今後の対応については、時勢を見ながら必要な対策を行うようにしていきますので、利用団体の皆様にもご理解・ご協力をいただきますようお願いいいたします。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
その他のご意見	2	かつて、学校開放で使用料をとるように変更したとき、学校開放で使用している物品についても購入・修繕するという話があったが、行われていない。	学校体育施設等開放事業の使用料については、学校開放に必要な物品の購入（例：施設の維持補修に必要な資材、個別の競技に必要な備品）や、事業の運営費（例：体育館の清掃用具レンタルや夜間照明施設の保守点検委託等）に充当させていただいております。 ご指摘いただきました、個別の競技に必要な備品については、優先順位を考えながら順次対応を行っております。	なし
その他のご意見	1	寒川小学校体育館利用時のトイレの施錠の鍵を使いやすい場所に設置してほしい。	寒川小学校の体育館及び屋外のトイレの鍵については、どちらの利用者の方からもアクセスが可能な場所を検討した結果、現在の場所に設置をしております。今回のご意見は、今後の運営の参考とさせていただきます。	なし

ご提出いただいた意見一覧

意見者ごとに意見を原文のまま掲載しております。

※個人情報等に関する部分や他者の不利益に繋がると思われる部分は一部原文を修正しております。

意見者番号	意見の内容
1	平等になるのでネットでの予約にしてもらいたい。
2	賛成
3	<p>1. 他の公共施設と同様に、予約システムで公平かつ合理的になる。ベリーグッド。</p> <p>2. 利用料金が安すぎる。利用する上での実費をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般団体 100円→500円/1時間 にすべき ・中学生以下 0円→250円/1時間 にすべき <p>施設利用者がいる時は学校職員も出勤となると考えるので、その費用もばかにならないと考える。</p> <p>3. 利用団体の登録に関する手続きが欠如している。フォーマット欠。また、有効期間をすべて1年間とすべきである。初度登録から3年だと、更新する日時が一定にならず、事務処理が大変。4月から3月の1年度とすれば、毎年3月末に事務処理できる。</p>
4	時間帯の見直しは見直後で良いと思います。抽選予約の申し込みは現状の方が良いです。他の市をみても、学校施設は公共利用システムでの予約はしていません。管轄の問題もあるのであまりに役場の手を離れるのもどうかと思います。随時予約は公共利用システムでOKだと思います。
5	ぜひぜひこの案でお願い致します。
6	<p>1. 条例に基づく小学校グラウンドの土曜日午前中の開放について</p> <p>現在、小学校グラウンドの開放について、土曜日の午前中は団体に開放されない状況が長く続いており大変残念に感じています。</p> <p>今後は、改正（案）に基づき、特別な事情のない限りはぜひ午前中からの小学校グラウンドの開放を要望します。</p> <p>2. 小学校グラウンドの開放時間の延長について</p> <p>改正（案）では、3月から10月の「休業日」の午後の利用時間帯が、正午から午後5時までとなっていますが、日の長い5月から8月までの期間は、「5月から8月の休業日以外の日」の終了时刻に合わせ、利用時間を午後7時まで延長していただけませんか。</p> <p>もし不可能なら、せめてこの期間は午後6時までの時間延長を希望します。</p> <p>3. （その他）寒川小学校正門からの出入りについて</p> <p>今回のパブリックコメントの内容ではありませんが関連しますので要望します。</p> <p>寒川小学校への電子錠設置後に利用団体の出入り口とされた東門（給食室横）は、道路幅が狭く、また見通しの悪い場所にあり、鍵を開けるまでの間に子どもたちが東門周辺の道路に集中し大変危険な状況が新たに発生しています。</p> <p>正門からの出入りが禁止された理由もよくわからないため、従来どおり正門からの出入りを認めていただくよう要望します。</p>

別添2

意見者 番号	意見の内容
7	<p>施設利用の際の正門解錠時間について</p> <p>施設使用時間と正門解錠時間が同時刻で設定されており、来校の際、正門付近で待機することになり、自動車・自転車等で近隣の住民や歩行者に迷惑をかけている。</p> <p>正門開場時間の設定を、施設利用時間の15分前にすることで解消する。</p>
8	<p>1. 抽選時の「1団体4件」について</p> <p>(1) 「4件」とは、「4日」という理解でしょうか? 「4コマ」という事でしょうか?</p> <p>(2) 1ヶ月に「4件」の制限はこれまで通り、最低「8件」以上でお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先着順23日の午前0:00にメール殺到を予測します。 ・随時予約の「結果判明時期と再申込開始日」を明示ください。 ・抽選での当選確率を上げるために不正をする団体が出てくると、不公平感が増えます。 <p>2. 学校グラウンドの利用時間と区割りについて</p> <p>(1) 午前(3H)と午後(5H)は4Hずつ、3.5Hずつ公平にお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9:00～13:00(12:30)、13:00～17:00(16:00) <p>(2) 利用時間自体を8:00～18:00と拡大戴きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子錠導入でのメリットではないでしょうか。 ・特に夏場は猛暑対策もあります。 <p>3. 利用団体と連絡先の公表について</p> <p>(1) 団体同士でトラブルなく協力して施設を利用させて戴くため強く希望します。</p>
9	<p>1. 減免申請について</p> <p>対象となる中学生以下の団体では、減免申請のための名簿提出が求められている。 →寒川町スポーツ少年団に加入している団体については、本部を連絡先として一本化してほしい。また、各種提出は毎年町を通して登録しているので、その名簿で代替して欲しい。</p> <p>2. 平日の小学校体育館等の施設利用について</p> <p>備考欄で、午後5時～7時までは小学生の団体に限定されている。しかし、子ども達の健康と安全を考えるならば必ず指導者1名は参加することを条件として欲しい。</p> <p>3. 土日利用を抽選予約にする件</p> <p>今回すべての団体を同列に公平な抽選をするという主旨である。しかし、こどもは本来昼間の活動が健康面・精神面からふさわしいものと考える。また特にスポーツ少年団は地域の大人が指導者となって父母会と共に活動を支え、地域づくりにも貢献している。この指導者は社会人であるため、平日17～19時の活動には参加しにくい(上記2と関連)。こうした情況をふまえて、一率の抽選予約という考えは再考していただければ幸いです(子どもを育てる団体には優先的な枠、抽選方法を配慮していただきたいです)。</p>

意見者 番号	意見の内容
10	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナで学校施設の申請も変化しましたが、コロナが終息したらどうなるのですか？（現状を見ていると、担当者の仕事が増えているように見えます！） ・正門・体育館はスマホで開閉しておりますが、正門だけでもダイヤル式の鍵にお願い出来ませんか？尚、閉める時間は1時間も余裕があるので、開ける時はピッタリでなければ開きません。（×平日は学校があり、門は開いていますから体育館はピッタリで良いと思いますが、土日は練習試合・大会等で使用したりします（寒川総体でも大会準備等で30分早く入館できます。考えて頂きませんか？） ・体育館使用料を払うにあたり、学校で使用している物がこわれたら教育委員会で修理・購入してくれると言う話でしたし、各小中学校にバレーボールのネットを1張りずつ配布すると（発注済との話でしたが？）言われていたのに今だに届きません！
11	<p>1. 利用予約の方法について</p> <p>→予約システムで予約する際、誤った日時を選択したので日別ボタンから日時を選択し直すと選択していたグラウンドがいちばん上の会場にその都度戻ってしまい分かりづらいです。</p> <p>→先行予約の後に随時予約をする際、先行予約後にどの枠があいているか分からないため、先行予約後の抽選完了お知らせメールに埋まっている枠がわかるようなカレンダー（月間利用予定表）を添付して欲しいです。</p> <p>2. 利用可能な時間帯について</p> <p>→土曜日の一般開放が民生委員さんにて8時に開錠されていますが、その他の休業日は9時開錠でなければならない理由は何故ですが？以前は8時に開錠でも問題はなかったと思います。</p> <p>→土曜日の一般開放ですが、利用している方が全くいないように感じます。もっと町民へ周知するか、他の市町村のように団体への貸し出しをご検討ください。</p> <p>→夏休み中の平日利用時間ですが、休業日扱いとなり日中しか予約が取れない状態です。夏は熱中症の危険がある為、涼しくなる夕方の利用を認めて戴きたいです。毎年どれだけ気を付けていても具合が悪くなってしまうお子さんがいますが、危険だから中止するのではなく、健康な体を維持するためにも安心して活動できる時間帯に思い切り運動をさせてあげることが必要だと思います。</p> <p>→9月～4月の休業日以外（平日夕方）の小学校グラウンドの利用を前向きに検討お願いします。コロナ以前はグラウンド調整会議にて使用許可を頂き通年で平日夕方の練習をさせてもらっていました。部員の8割が使用する小学校の児童であり、通い慣れた学校での活動は行き帰りの安全性も遠いグラウンドを利用するより遥かに安全です。川とふれあい公園の工事が本格的に始まってしまうと平日の活動が難しくなる事もあり、ますます子供たちの大好きなサッカーや居場所を奪ってしまう事になります。町の財産である子供たちが思い切り好きな事に打ち込める環境作りを子供たちの目線に立って考えて頂きたいと思います。</p>

別添2

意見者 番号	意見の内容
12	<ul style="list-style-type: none"> ・電子錠になってから「良い点、悪い点の意見も聞く事なく」開錠、開館の時間が19時からなら19時きっかりにならないと開けられず、それも開場しすらい場所に設置され、毎回使う毎に意見をいってもぐちにしか気にめられず、強引に押しすすめられています。せめて開場時間を10分早めてほしい。 ・寒川小学校体育館利用時のトイレの施錠の鍵の設置場が暗く、くもの巣がはるような場所に設置してあるのでやめてほしい。 ・バドミントン、ボール、ネットともにきちんと張れない用具なので、お金を支払うようになった時に備品を備える為もあるといっていたので一式欲しいです。 ・キャンセル期間が3日だったのが、5日になり、今度は7日になったら、結局、次回人数が集まらない事がわかり翌週のキャンセルしたくても待にあわないので、他の人が使うとかいう話にもならないと思います。
13	現状19:00～に開錠しているが、10分前などに変更して欲しい。
14	利便性向上の為賛成します。
15	インターネットを使用することによって、利便性がよくなり良いと思います。
16	インターネットを利用した予約システムの方が利便性が良いため、賛成します。
17	便利で良いと思います。
18	便利でとても良いと思います。
19	賛成
20	賛成
21	インターネットでの予約により、とても便利になり、良い方法だと思います。
22	インターネットを活用して予約の確定もし、使用申請の窓口での手続きが不要になることはお互いの負担軽減にもなると思います。